



上 監 査 報 第 5 号
令和 8 年 8 月 1 9 日

上尾市長 畠 山 稔 様

上尾市監査委員 米 山 睦

上尾市監査委員 小 林 淳 子

上尾市監査委員 大 内 美 幸

令和 7 年度上尾市健全化判断比率審査に関する意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により審査に付された令和 7 年度決算における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出する。

令和 7 年度 上尾市健全化判断比率審査意見書

第 1 準拠基準

上尾市監査基準

第 2 審査の概要

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく審査

2 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和 8 年 7 月 8 日から同年 8 月 7 日まで

4 審査の実施内容及び着眼点

市長から提出された令和 7 年度決算における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかどうかを主眼として実施した。

第3 審査の結果

1 総括

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であるものと認められた。

記

健全化判断比率	令和 6年度 (%)	令和 7年度 (%)	早期健全化 基準 (%)
実質赤字比率	—	—	11.33
連結実質赤字比率	—	—	16.33
実質公債費比率	5.0	5.0	25.0
将来負担比率	—	—	350.0

(備考) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字額が生じていないことから、将来負担比率については将来負担額を充当可能財源等が上回っていることから、「—」で表示した。

2 各比率について

(1) 実質赤字比率について

令和7年度決算における実質赤字比率は、令和6年度決算における場合と同様に実質赤字額が生じていないので、算定されない。

(2) 連結実質赤字比率について

令和7年度決算における連結実質赤字比率は、令和6年度決算における場合と同様に連結実質赤字額が生じていないので、算定されない。

(3) 実質公債費比率について

令和7年度決算における実質公債費比率は、5.0%となっており、令和6年度決算における実質公債費比率と同値であった。早期健全化基準の25.0%との比較では、これを下回っている。

(4) 将来負担比率について

令和 7 年度決算における将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源等が上回っており、実質的な将来負担額はないので、算定されない。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。